

豊田市主催「豊田市産廃セミナー」

- ・配信期間：令和6年2月8日（木）
午後2時～
- ・開催形式：会場にて受講（60名）
（豊田市青少年センター交流室）
オンライン受講（140名）
- ・主催：豊田市
- ・後援：豊田市商工会議所
（一社）愛知県産業資源循環協会
- ・参加人数：200名

産業廃棄物業界の健全化・優良化のためには、産業廃棄物処理業者の皆様の資質向上が不可欠であると思われます。そこで、専門講師による講演を行い、産業廃棄物処理業者の方々に知識習得の機会を提供するとともに、今後求められる産業廃棄物処理業者について提言を受け、より優良な産業廃棄物処理業者を目指していただく機会を提供するため、「豊田市産廃セミナー」を開催致しました。

昨年はオンラインのみの開催でしたが、本年は会場及びオンラインで多くの方に受講していただける開催方式でした。

開会の挨拶で豊田市環境部廃棄物対策課長 青木誠氏より「廃棄物処理法は非常に難解な法律ですが、知らなかった、専門業者に任せてあった、では済ませれない場合があります。本日は廃棄物処理法を語らせたら右に出る方はいない、という長岡文明氏にご講演をお願いし、全国の違反事例を解説していただきます。ぜひ皆様の業務のご参考にしていただければと思っております。」と述べました。

講演は「違反事例に学ぶ廃棄物処理法 排出事業者編」と題して、BUN環境課題研修事務所主宰長岡文明氏が登壇されました。

事案では、産廃を一般ごみに見せかけて処理場に不法投棄、清掃工場への不法投棄等の事案から、本来は産廃であるにも関わらず、一般廃棄物に偽装して市町村のクリーンセンター等に搬入するのは違反であるとのことでした。

また、遺品整理業者が無許可で「無料で回収する」と言いながら、高額の処理料金を請求すると、これも法令違反です。

マニフェストが交付されていないのに産業廃棄物を受け取り運搬した事案では、許可取消もあり得るが、標準的な行政処分の内容が、環境省から平成2年3月15日付けで通知され、それによると、当該違反は「事業停止30日」とされています。

廃棄物処理法違反を考えると、常に「排出事業者」、「収集運搬業者」、「処分業者」はどうか？と検討してみるのはいかがでしょうか、とのご提案がありました。

他には、措置命令・改善命令の概念について説明がありました。

保管数量では、保管基準・積替保管基準・処分保管数量の確認、の説明、事業場外保管の詳細について解説がありました。

最後に、どんなことをしていたら防げたんだろう？と問いかけられ、①気づく力、発見する力 ②発言する力、提言する力 ③是正する力、修正する力は、廃棄物処理に限らず、いろんな分野に共通することです、と締められました。

講演終了後豊田市からお知らせがあり、豊田市内に産業廃棄物を処分のために持ち込んでいただく場合、市外搬入届出書を提出していただいております。

また、令和6年3月からあいち電子申請システムでの申請は、フォーマットに直接必要事項を入力していただく形となりました、との説明がありました。